

○ 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書</p> <p>十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面</p> <p>イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の二第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 資金移動業を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書</p> <p>十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p>

十七 (略)

(履行保証金の供託)

第十一条 (略)

2 法第四十三条第二項に規定する未達債務の額は、各営業日における未達債務算出時点において、当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額(次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額)とする。

一 次に掲げる資金移動業者がある場合 当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額から次に掲げる資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務を控除した額

イ 既に法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した資金移動業

ロ 為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令
第十七条第二項に定める場合に該当することとなつた資金移動業

二 国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合 当該資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額

3 6 (略)

(履行保証金保全契約の解除)

第十七条 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、次の

十七 (略)

(履行保証金の供託)

第十一条 (略)

2 法第四十三条第二項に規定する未達債務の額は、各営業日における未達債務算出時点において、当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額(国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合には、当該資金移動業者がすべての利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額)とする。

3 6 (略)

(履行保証金保全契約の解除)

第十七条 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、次の

各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一 (略)

二 資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合 当該履行保証金保全契約の全部

三 資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合 当該履行保証金保全契約の全部

四 (略)

254 (略)

(履行保証金信託契約の内容)

第十九条 法第四十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託契約資金移動業者（法第四十五条第二項第一号に規定する信託契約資金移動業者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行為為替取引の利用者のうち国内にある利用者（信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合にあつては、当該資金移動業者が行う為替取引の全ての利用者）を信託財産の元本の受益者とする。

各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一 (略)

二 法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合 当該履行保証金保全契約の全部

三 為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合 当該履行保証金保全契約の全部

四 (略)

254 (略)

(履行保証金信託契約の内容)

第十九条 法第四十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託契約資金移動業者（法第四十五条第二項第一号に規定する信託契約資金移動業者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行為為替取引の利用者のうち国内にある利用者（信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合にあつては、当該資金移動業者が行う為替取引のすべての利用者）を信託財産の元本の受益者とする。

二 (略)

三 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ (略)

ロ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

ハ 資金移動業の全部の廃止（外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。

ニ・ホ (略)

四 (略)

五 履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであつて元本の補填があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる方法

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定に

二 (略)

三 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ (略)

ロ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十一項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

ハ 資金移動業の廃止（外国資金移動業者にあつては、国内に設けたすべての営業所における資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による資金移動業の廃止の公告をしたとき。

ニ・ホ (略)

四 (略)

五 履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであつて元本補てんがあるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる方法

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定に

より元本の補填の契約をした金銭信託

六 (略)

七 履行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本の補填がある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八 複数の履行保証金信託契約を締結する場合にあつては、信託契約資金移動業者が、全ての信託会社等が、適時に、当該複数の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の合計額を把握するために必要な措置を講じること。

九 十五 (略)

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十七条 資金移動業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 五 (略)

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を

より元本の補てんの契約をした金銭信託

六 (略)

七 履行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本補てんがある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八 複数の履行保証金信託契約を締結する場合にあつては、信託契約資金移動業者が、すべての信託会社等が、適時に、当該複数の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の合計額を把握するために必要な措置を講じること。

九 十五 (略)

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十七条 資金移動業者は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 五 (略)

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を

締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

イ〜ニ (略)

ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称
- (2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

へ (略)

二 (略)

2 (略)

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の三 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置と

して内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関

締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

イ〜ニ

ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

へ (略)

二 (略)

2 (略)

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の三 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置と

して内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備

する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ・ハ (略)

二〇五 (略)

2 法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争(法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二〇四 (略)

3 (略)

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日及び九月三十日(以下この条において「基準日」という。)ごとに、当該基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(削る)

すること。

ロ・ハ (略)

二〇五 (略)

2 法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争(法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業関連紛争をいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二〇四 (略)

3 (略)

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日(以下この条において「基準日」という。)ごとに、当該基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第四十三条第一項の履行保証金の全部の供託に代えて、履行保証金保全契約を締結し、その旨を金融庁長官に届け出ている資

<p>(削る)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 信託契約資金移動業者は、第一項の基準日ごとの報告書に、信託会社等が発行する当該基準日の直前の基準日の翌日以後の毎月末日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(廃止の届出等) 第三十八条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由</p> <p>六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先</p> <p>3 法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>金移動業者 毎年三月三十一日及び九月三十日</p> <p>二 法第四十三条第一項の履行保証金の供託を行う資金移動業者 毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日</p> <p>三 信託契約資金移動業者 毎月末日</p> <p>254 (略)</p> <p>5 信託契約資金移動業者は、第一項の報告書に、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(廃止の届出等) 第三十八条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 資金移動業を廃止したときは、その理由</p> <p>六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先</p> <p>3 法第六十一条第三項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>
---	--

<p>6 資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>(標準処理期間) 第四十二条 (略)</p> <p>2 第十七条第一項に規定する履行保証金保全契約の解除の承認又は第十八条第一項に規定する履行保証金信託契約の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>6 資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>(標準処理期間) 第四十二条 (略)</p> <p>2 第十七条第一項に規定する履行保証金保全契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

改正案	現 行
<p>別紙様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>8. 資金移動業の内容及び方法 （1）資金移動業の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>2. ～6. （略）</p> <p>7. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>8. ～9. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第6面）</p> <p>（3）業務委託状況</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 業務委託状況は、資金移動業の<u>一部</u>を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。</p> <p>2. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（4）為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>為替証書等が発行する場合には、発行する為替証書等の<u>全て</u>について貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>8. 資金移動業の内容及び方法 （1）資金移動業の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>2. ～6. （略）</p> <p>7. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>8. ～9. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第6面）</p> <p>（3）業務委託状況</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 業務委託状況は、資金移動業を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。</p> <p>2. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（4）為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>為替証書等が発行する場合には、発行する為替証書等の<u>すべて</u>について貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案

現行

別紙様式第2号(第4条関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

(略)

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな)	-----	
1. 商号	-----	
(ふりがな)	-----	
2. 代表者の氏名	-----	
(ふりがな)	-----	
3. 本国における本店の所在地	-----	
(ふりがな)	-----	
4. 国内における代表者の氏名	-----	
5. 住所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
6. 外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等	-----	
7. 資本金の額	千円	
8. 取締役及び監査役に相当する者	-----	
(ふりがな)	-----	
氏名又は名称	役職名	
-----	-----	
-----	-----	

別紙様式第2号(第4条関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

(略)

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな)	-----	
1. 商号	-----	
(ふりがな)	-----	
2. 代表者の氏名	-----	
(ふりがな)	-----	
3. 本国における本店の所在地	-----	
(ふりがな)	-----	
4. 国内における代表者の氏名	-----	
5. 住所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
6. 外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等	-----	
7. 資本金の額	千円	
8. 取締役及び監査役に準ずる者	-----	
(ふりがな)	-----	
氏名又は名称	役職名	
-----	-----	
-----	-----	

改正案	現 行
<p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 「取締役及び監査役に<u>相当する者</u>」とは、外国資金移動業者における<u>外国の法令上取締役及び監査役に相当する者</u>を記載すること。</p> <p>5. 「取締役及び監査役に<u>相当する者</u>」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に<u>相当する者</u>」に括弧書きで併せて記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 「取締役及び監査役に<u>準ずる者</u>」とは、外国資金移動業者における<u>取締役及び監査役に準ずる者</u>を記載すること。</p> <p>5. 「取締役及び監査役に<u>準ずる者</u>」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に<u>準ずる者</u>」に括弧書きで併せて記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: right;">(第5面)</p> <p>11. 資金移動業の内容及び方法</p> <p>(1) 資金移動業の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動業の形態が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>8. ～9. (略)</p> <p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>(3) 業務委託状況</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 業務委託状況は、<u>資金移動業の一部</u>を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。</p>	<p style="text-align: right;">(第5面)</p> <p>11. 資金移動業の内容及び方法</p> <p>(1) 資金移動業の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動業の形態が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>8. ～9. (略)</p> <p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>(3) 業務委託状況</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 業務委託状況は、<u>資金移動業</u>を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。</p>

改正案	現 行
<p>2. (略)</p> <p>(略)</p> <p>(第8面)</p> <p>(4) 為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>為替証書等を発行する場合には、発行する為替証書等の<u>全て</u>について貼付すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>2. (略)</p> <p>(略)</p> <p>(第8面)</p> <p>(4) 為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>為替証書等を発行する場合には、発行する為替証書等の<u>すべて</u>について貼付すること。</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現 行
<p>別紙様式第 19 号 (第 34 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 3 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第 19 号 (第 34 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 3 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>5. 苦情処理及び紛争解決の状況</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>5. 苦情処理及び紛争解決の状況</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意) 指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現 行
<p>別紙様式第 20 号 (第 34 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 3 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第 20 号 (第 34 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 3 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>5. 苦情処理及び紛争解決の状況</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>5. 苦情処理及び紛争解決の状況</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意) 指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現 行																																		
<p>別紙様式第 22 号 (第 38 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(郵便番号 -)</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商 号</p> <p style="text-align: right;">代表者の 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">資金移動業の廃止等届出書</p> <p>資金決済に関する法律第 61 条第 1 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">1. 商号</td><td></td></tr> <tr><td>2. 登録年月日</td><td></td></tr> <tr><td>3. 登録番号</td><td>財務 (支) 局長 第 号</td></tr> <tr><td>4. 届出事由</td><td></td></tr> <tr><td>5. 廃止等年月日</td><td></td></tr> <tr><td>6. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由 <input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部</td><td></td></tr> <tr><td>7. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止する資金移動業の内容 <input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部</td><td></td></tr> <tr><td>8. 事業譲渡等の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先 <input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部</td><td></td></tr> <tr><td>9. 届出者と資金移動業者の関係</td><td></td></tr> </table>	1. 商号		2. 登録年月日		3. 登録番号	財務 (支) 局長 第 号	4. 届出事由		5. 廃止等年月日		6. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		7. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止する資金移動業の内容 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		8. 事業譲渡等の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		9. 届出者と資金移動業者の関係		<p>別紙様式第 22 号 (第 38 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(郵便番号 -)</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商 号</p> <p style="text-align: right;">代表者の 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">資金移動業の廃止等届出書</p> <p>資金決済に関する法律第 61 条第 1 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">1. 商号</td><td></td></tr> <tr><td>2. 登録年月日</td><td></td></tr> <tr><td>3. 登録番号</td><td>財務 (支) 局長 第 号</td></tr> <tr><td>4. 届出事由</td><td></td></tr> <tr><td>5. 廃止等年月日</td><td></td></tr> <tr><td>6. 資金移動業を廃止したときは、その理由</td><td></td></tr> <tr><td>7. 事業譲渡等の事由により資金移動業を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先</td><td></td></tr> <tr><td>8. 届出者と資金移動業者の関係</td><td></td></tr> </table> <p>(記載上の注意) 不要な字句は消して使用すること。</p>	1. 商号		2. 登録年月日		3. 登録番号	財務 (支) 局長 第 号	4. 届出事由		5. 廃止等年月日		6. 資金移動業を廃止したときは、その理由		7. 事業譲渡等の事由により資金移動業を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先		8. 届出者と資金移動業者の関係	
1. 商号																																			
2. 登録年月日																																			
3. 登録番号	財務 (支) 局長 第 号																																		
4. 届出事由																																			
5. 廃止等年月日																																			
6. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部																																			
7. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止する資金移動業の内容 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部																																			
8. 事業譲渡等の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部																																			
9. 届出者と資金移動業者の関係																																			
1. 商号																																			
2. 登録年月日																																			
3. 登録番号	財務 (支) 局長 第 号																																		
4. 届出事由																																			
5. 廃止等年月日																																			
6. 資金移動業を廃止したときは、その理由																																			
7. 事業譲渡等の事由により資金移動業を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先																																			
8. 届出者と資金移動業者の関係																																			

改正案	現 行
<p data-bbox="233 285 411 312"><u>(記載上の注意)</u></p> <ol data-bbox="233 324 932 434" style="list-style-type: none"><li data-bbox="233 324 932 357">1. 「届出事由」は、<u>法第61条第1項の事由を記載すること。</u><li data-bbox="233 363 932 396">2. 「<input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部」は、<u>該当のものにレ点を付すこと。</u><li data-bbox="233 401 932 434">3. <u>不要な字句は消して使用すること。</u> <p data-bbox="754 479 864 511">(以下略)</p>	<p data-bbox="1961 285 2071 312">(以下略)</p>

改正案	現 行
<p>別紙様式第 23 号 (第 38 条第 5 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商 号</p> <p style="text-align: right;">代表者の</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">資金移動業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により資金移動業の (全部・一部) を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第 38 条第 5 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本文中の括弧内について、資金移動業の全部廃止か一部廃止かに応じて丸囲みすること。</p> <p>2. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第 2 条第 34 号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法 (掲示期間) について記載すること。</p>	<p>別紙様式第 23 号 (第 38 条第 5 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商 号</p> <p style="text-align: right;">代表者の</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">資金移動業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により資金移動業を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第 38 条第 5 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <p>「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称のほか、掲示方法 (掲示期間) について記載すること。</p>